○国土交通省告示第八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下洞沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡大桑村大字長野字東の一一八八番地内三等三角点東野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十四年内務省告示第三十五号及び第三十六号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二六三度四六分三一秒　一号
標柱一号から一〇八度四二分〇七秒　二号
標柱二号から九二度〇三分〇七秒　三号
一一六・九〇八メートルの地点
標柱三号から一七五度三九分三五秒　四号
七一・五八一メートルの地点
標柱四号から二五〇度〇九分五六秒　五号
一三一・二五五メートルの地点
標柱五号から二五八度二〇分五一秒　六号
一二六・〇四五メートルの地点
標柱六号から二七六度三三分〇五秒　七号
四八・四七一メートルの地点
標柱七号から五九度三三分一二秒　八号
八五・二五六メートルの地点
標柱八号から五〇度三一分五四秒　九号
六四・七六六メートルの地点
標柱九号から三〇八度四二分〇五秒　十号
一一七・七六三メートルの地点

○国土交通省告示第九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

相津川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県綾歌郡綾川町枌所東

字山神　二五〇六番三地先道路敷　一号及び二号
二五〇六番三　三号、七号及び八号
二四九八番二　四号から六号まで
二五〇六番二　九号及び十号
二四九八番一　十一号
二五〇〇番二　十二号
二四九八番三　十三号

○国土交通省告示第十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　下洞沢

長野県木曽郡大桑村大字長野字東の一一八八番地内三等三角点東野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二六三度四六分三一秒　一号
四五八・三八四メートルの地点
標柱一号から一〇八度四二分〇七秒　二号
一三四・一二五メートルの地点
標柱二号から九二度〇三分〇七秒　三号
一一六・九〇八メートルの地点
標柱三号から一七五度三九分三五秒　四号
七一・五八一メートルの地点
標柱四号から二五〇度〇九分五六秒　五号
一三一・二五五メートルの地点
標柱五号から二五八度二〇分五一秒　六号
一二六・〇四五メートルの地点
標柱六号から二七六度三三分〇五秒　七号
四八・四七一メートルの地点
標柱七号から五九度三三分一二秒　八号
八五・二五六メートルの地点
標柱八号から五〇度三一分五四秒　九号
六四・七六六メートルの地点
標柱九号から三〇八度四二分〇五秒　十号
一一七・七六三メートルの地点

○国土交通省告示第十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

下在蛇抜沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡大桑村大字野尻字南阿寺二五四林班地内三等三角点天王洞を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三四二度三一分三十六秒　一号
一四三三・四八四メートルの地点
標柱一号から一六二度〇一分四一秒　二号
五・四七七メートルの地点
標柱二号から一〇三度五四分一五秒　三号
三・七九一メートルの地点
標柱三号から一〇一度四〇分三六秒　四号
九・三七八メートルの地点
標柱四号から一二二度一七分一四秒　五号
四・二〇三メートルの地点
標柱五号から一三〇度〇六分一三秒　六号
六・一五五メートルの地点
標柱六号から一二三度二一分三八秒　七号
三七・八一五メートルの地点
標柱七号から一七八度〇八分三五秒　八号
六三・九四六メートルの地点
標柱八号から一四二度五二分二九秒　九号
五三・六八一メートルの地点
標柱九号から五七度五四分二一秒　十号
七八・二二五メートルの地点
標柱十号から一二七度三七分三七秒　十一号
七二・一七八メートルの地点
標柱十一号から一八九度二七分〇〇秒　十二号
一一・三六五メートルの地点
標柱十二号から二四九度三六分一四秒　十三号
七三・〇一〇メートルの地点
標柱十三号から二九〇度四一分〇〇秒　十四号
四八・〇九〇メートルの地点
標柱十四号から三三三度〇八分五七秒　十五号
六八・八六二メートルの地点
標柱十五号から二四度一一分〇四秒　十六号
三八・九九八メートルの地点
標柱十六号から三一八度四八分四八秒　十七号
二七・五九二メートルの地点
標柱十七号から三三七度一五分三九秒　十八号
四〇・九六五メートルの地点
標柱十八号から三四三度四六分一六秒　十九号
七三・五九六メートルの地点
標柱十九号から三〇二度二九分一三秒　二十号
一四・五六九メートルの地点
標柱二十号から三三四度三一分三一秒　二十一号
八・二四九メートルの地点
標柱二十一号から三一〇度〇五分三一秒　二十二号
一四・五二二メートルの地点
標柱二十二号から四四度一〇分一七秒　二十三号
五・〇三六メートルの地点

○国土交通省告示第十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡五木村乙
字高野鶴　四三九番二　一号及び八十八号
四四二番九　二号から六号まで
四四二番二　七号、八号及び七十八号から八十七号まで